



社会福祉法人葵新生会

特別養護老人ホーム あおいの里・柏

高齢者虐待防止指針

令和5年4月1日	作成
令和7年4月1日	改定

高齢者虐待防止に関する指針

1. 虐待の防止に関する基本的考え方

高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応に努め、高齢者虐待に該当する次の行為のいずれも行わない。

2. 虐待の定義

区分	内容	具体例
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。	・平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理矢理食事を口に入れる、やけどさせる、打撲させる ・ベッドに縛り付けたり意図的に薬を過剰に服用させるような身体拘束、抑制をする、等
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、その他高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	・排泄の失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う ・侮辱をこめて子どものように扱う ・高齢者が話しかけているのに意図的に無視をする、等
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること、又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。	・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する ・キス、性器への接触、等
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分すること、その他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること	・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・本人の自宅を無断で売却する、年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する、等
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食、長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。	・入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり皮膚が汚れている ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水状態や栄養失調の状態にある ・室内にゴミを放置するなど劣悪な住環境の中で生活させる ・高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを相応の理由なく制限したり使わせない、等

3. 高齢者虐待防止委員会その他の施設内の組織に関する事項

当施設では、虐待発生防止に努める観点から、「高齢者虐待防止委員会」を設置する。

当委員会は、身体的拘束廃止委員会と一体的に行う。当委員会の事業所運営責任者は施設長とし（以下、責任者とする）、施設長の任命を受け、看護・介護現場管理責任者として看護師長が高齢者虐待防止委員長・担当者を担う（以下、委員長とする）

（1）委員会は、次のことを協議します。

- （ア）虐待の防止のための指針の整備に関すること
- （イ）虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- （ウ）虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること
- （エ）職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- （オ）虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- （カ）再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

（2）委員会の構成員

- （ア）施設長
- （イ）看護師長
- （ウ）介護職員
- （エ）看護職員
- （オ）生活相談員
- （カ）介護支援専門員
- （キ）機能訓練指導員
- （ク）事務職員
- （ケ）その他、委員長が指名した者

（3）虐待防止委員会は3カ月に1回以上、開催する。また虐待等が発生した場合、委員長の判断による臨時委員会を開催する。

（4）委員長、若しくは副委員長が議論すべき事項は、委員にあらかじめ通知する。

4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

虐待防止のための職員研修を原則年2回以上、および職員採用時に実施する。

研修内容は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、本指針に基づき、権利擁護及び虐待防止を徹底する。

研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、紙、または電磁的記録等により5年間保存する。

5. 虐待が発生した場合の対応方法について

- (1) 虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全・安心の確保を最優先に努め、受診が必要な場合は速やかに対応する。
- (2) 責任者は虐待の実態、経緯、背景等を調査し、再発防止策を事業所として検討する。
- (3) 委員長は虐待防止委員会において、調査内容、再発防止策について報告を行う。
- (4) 虐待について、市町村の調査が行われる場合は、責任者が対応する。
- (5) 虐待を行った職員については、就業規則に基づき適切な処分を行う。

6. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 職員が利用者への虐待を発見した場合は、委員長に報告する。
- (1) 虐待事案は、虐待を裏付ける具体的な証拠がなくても、利用者の様子の変化を迅速に察知し、委員長はそれに係る確認や責任者等への報告を行う。
- (2) 責任者は虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合は、速やかに市町村に報告を行うとともに、家族には誠意をもって謝罪し、虐待の実態、経緯、背景等の調査、再発防止策を速やかに行う旨伝える事とする。
- (3) 責任者は、虐待防止委員会で承認された虐待の実態、経緯、背景、再発防止策を家族等及び市町村に報告する。

7. 成年後見制度の利用支援に関する事項

事業所は家族がいない、又は、家族の支援が著しく乏しい利用者の権利擁護が図られるよう、親族及び地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度が利用できるよう支援するものとする。

8. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は寄せられた内容について委員長に報告する。当該責任者が虐待等を行った者である場合には、他の上席者に相談する。苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、当該者に不利益が生じないよう、最新の注意を払う。対応の流れは、上述の「虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項」に依るものとする。苦情相談窓口寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応を報告する。

9. 利用者又は入所者に対する当該方針の閲覧に関する事項

当該方針については、誰でも閲覧できるよう事業所に据え置くとともに、ホームページに掲示するものとする。

10. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

「4. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針」に定める研修の他、関係機関等により提供される虐待防止に関する研修会等には積極的に参加し、利用者等の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。